

そーぞくネット通信

3月号 VOL.27
小倉税務会計事務所

TEL 0547-34-0062

お世話になります。

肥満大国のメキシコで始まった新サービスが話題です。メキシコ市の地下鉄に設置された特殊な機械の前でスクワットを10回すると、なんと乗車券が発券されるとか。スクワットでカロリーを消費すれば一定の金額までは地下鉄にタダ乗りできるという、市民の太っ腹を解消するためのメキシコ市の太っ腹なサービスです。



知っとこ!「税務のマメ知識」

～ 成年後見人と遺産分割？ ～

成年後見制度、なかなか聞きなれない言葉だと思います。しかし、相続が発生した場合に問題となることがあります。

成年後見制度とは、認知症や知的障害・精神障害等の理由で判断能力が不十分な方を保護し、支援する制度です。

判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理することは難しく、また、自らに不利な契約であっても契約してしまい被害にあう可能性もあります。

成年後見人には、親族や、弁護士・司法書士等の法律・福祉の専門家が選任されます。

もし、相続人のなかに成年被後見人がいた場合、遺産分割協議は、相続人と成年被後見人との間で行います。また、認知症の親がいた場合にも、裁判所に成年後見人を選任してもらった後に、遺産分割協議を行うことになります。

ここで、成年後見人の選任に時間とお金がかかることもありますが、ほかにも問題があります。成年後見人は、「本人のため」に行動しなければなりません。したがって、遺産分割協議において、原則として**法定相続分を確保**しなければなりません。たとえ、相続税の軽減措置を使いたくても、法定相続分の確保が原則ですので、節税のための遺産分割が不可能になる可能性もあります。

もちろん、二次相続を考え、親の相続分を少なくすることもできません。遺産分割の内容や、金額、節税対策に多くの制限がかかることがあります。

親から事業を引き継ぐ場合や、農地がある場合は、本当に困ることもあります。対策としては、遺言書の作成があります。遺言書があれば遺産分割協議は、必要なくなります。相続開始後に遺産分割を考えることはできませんが、必要な財産を思い通りに相続させることは可能になります。